

村山市いじめ防止基本方針 改定内容について（概要版）

国・県のいじめ防止基本方針の改定と「村山市いじめ防止対策の推進に関する条例」施行（H31年4月）を踏まえ、以下の内容を加えつつ「村山市いじめ防止基本方針」（H26年4月）を見直しました。

1 いじめの定義と解消

（1）いじめの積極的認知

次のような場合も「いじめ」として認知する。

①けんかやふざけ合いであっても
児童生徒の被害性に着目し判断

②好意で行なった行為が、相手に苦痛
を感じさせてしまった場合

（いじめという言葉を使わずに柔軟に対応することも可能）



（2）いじめの解消

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていること

①「いじめの行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月以上を目安とする）

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（本人、保護者と面談等により確認）



2 いじめの抱え込みの防止・未然防止の取組

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組と評価・改善

いじめ問題（児童生徒・教員）の
抱え込み防止

いじめを生まない
「魅力ある学校」づくり

いじめの「積極的認知」
迅速な「情報共有」「組織対応」

「学校基本方針」

いじめの未然防止の活動推進
「居場所」「絆」づくり

「学校基本方針」の周知（保護者・地域へ）
相談機関情報の提供
方針周知 → 学校評価 → 改善

市内取組の報告・評価
年2回の有識者会議
（村山市いじめ問題対策連絡協議会）

3 教育的諸課題から特に配慮が必要な児童生徒について

障がいのある児童生徒

性の認識に悩む児童生徒



海外から来た児童生徒

被災児童生徒

部活動での配慮

4 重大事態発生時の対処について

条例による組織対応、再調査機関の設置（平成31年4月1日 条例第1号による）

●市教育委員会附属機関（村山市いじめ問題対応委員会） ●市附属機関（村山市いじめ重大事態再調査委員会）